

令和4年第1回鬼北町議会定例会

令和4年3月23日（水曜日）

○議事日程

令和4年3月23日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第22号 令和4年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第4 議案第23号 令和4年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第5 議案第24号 令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第25号 令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第7 議案第26号 令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第27号 令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第28号 令和4年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第29号 令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第30号 令和4年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第31号 令和4年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第13 同意第3号 鬼北町監査委員の選任について
- 日程第14 議案第32号 鬼北町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議員の派遣について
- 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 2 2 号 令和 4 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 4 議案第 2 3 号 令和 4 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 2 4 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 2 5 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 2 6 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 2 7 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 2 8 号 令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 0 議案第 2 9 号 令和 4 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 1 1 議案第 3 0 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 1 2 議案第 3 1 号 令和 4 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 1 3 同意第 3 号 鬼北町監査委員の選任について
- 日程第 1 4 議案第 3 2 号 鬼北町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議員の派遣について
- 日程第 1 6 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 7 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 8 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 末 廣 啓	6 番 山 本 博 士
7 番 松 下 純 次	8 番 福 原 良 夫
9 番 程 内 覺	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 赤 松 俊 二	1 2 番 芝 照 雄

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企画振興課長 二 宮 浩	総務財政課長 高 田 達 也
危機管理課長 水 野 博 光	町民生活課長 那 須 周 造
保健介護課長 芝 達 雄	環境保全課長 森 明
農 林 課 長 松 本 秀 治	建 設 課 長 上 田 司
水 道 課 長 上 田 司	日 吉 支 所 長 山 本 雄 大
会 計 管 理 者 古 谷 忠 志	教 育 長 松 浦 秀 樹
教 育 課 長 谷 口 浩 司	農 業 委 員 会 会 長 川 平 定 計
農業委員会事務局長 松 本 秀 治	選挙管理委員会委員長 谷 口 清 美
代表監査委員 上 甲 康 夫	

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて、皆さんおはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、1番、坂本一仁議員、2番、兵頭稔議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第22号、令和4年度鬼北町一般会計予算についてを議題とします。

本案に関し、山本博士予算常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算常任委員会委員長（山本博士君）

おはようございます。

令和4年3月9日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました議案第22号、令和4年度鬼北町一般会計予算について、3月10日、11日に委員会を招集し、委員出席の下、町長、副町長、教育長、会計管理者、総務財政課長及び担当課長

等の出席を求めて、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

まず、歳入予算に関してですが、20款、3項、2目、鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴う住宅新築資金等貸付金元利収入について質したところ、収入予算額は、残っている貸付金債権額を計上するのではなく、確実に収入されると見込まれる額で計上しているとの答弁でした。

また、一般会計予算に町民が見える形で債権額を乗せて計上するほうが適切ではないかと質したところ、予算書はそのような書き方をしてなく、債権額を表示する欄もないが、決算書と報告等で住宅新築資金等貸付事業の債権を表示するとともに、風化させないよう住民に十分周知するには、どのような形がいか話し合いをさせていただきたいとの答弁でした。

21款、1項、町債について、健全な財政運営をするために、できるだけ抑えるべきと質したところ、中学校改築工事を実施する時期には、実質公債費比率が少し跳ね上がることは致し方ないと思っており、中期財政計画の前倒しを行い、必要な部分については、翌年度にローリングしていくなど、メリハリをもってしっかりと財政運営をしていくとの答弁でした。

続いて、歳出予算に関しまして、2款、1項、6目、18節、プレミアム商品券の詳細を質したところ、額面500円の商品券20枚組を1セットとし、1セット、1万円分を5,000円で販売、1人が購入可能な限度数を2セットとし、希望される方皆さんに行き渡るように引換券を事前に配布し、それをもって郵便局で購入する方法を検討しているとの答弁でした。

2款、1項、14目、携帯電話等エリア整備事業費については、特に山間部など、日常生活に支障を来している携帯電話不通話地域があり、町民の安全・安心のため、整備に取り組むべきではないかと質したところ、山間部全体の整備については、携帯会社の参入がなく、財政的な余裕がない状態で難しいと思うが、優先順位が高くなる地域は、しばらく時間をいただいて、費用対効果を考え、整備に取り組んでいきたいとの答弁でした。

2款、1項、15目、12節、高校魅力化事業委託料について質したところ、高校魅力化事業として、大きく4つの事業があり、1つ目は、高校魅力化アドバイザー業務として、北宇和高校及び町の魅力化全般に関する相談や問合せの対応と、高校寮の管理運営に関する指導・助言を目的とした業務。

2つ目は、公営塾スタッフ、ハウスマスター採用支援業務として、人材採用に関す

るコンサルティング、面接補助及び求人掲載内容の検討に係る業務。

3つ目は、公営塾スタッフ活動支援事業として、スタッフへの助言、指導及びスキルアップ研修に係る業務。

4つ目は、生徒及び教職員に対する授業サポート業務であるとの説明を受けました。

また、公営塾は、最終的に何をを目指すのかを質したところ、すぐに目に見える成果が出るものではないが、北宇和高校の学力を維持向上させ、鬼北町の魅力を発信し、北宇和高校の分校化を止めること、そして、予土線の存続維持であるとの答弁でした。

3款、2項、2目、12節、設計委託料について質したところ、統合して活用する小松保育所及びさくら保育所の雨漏り、床暖房、内外装、トイレ等を重点に改修するものとの答弁でした。また、統廃合後に廃止される保育所については、各地区で地元地域の活性化につながるような施設利用を協議いただき、改修が必要になる場合など、町としてできる限りの支援をしていくとの答弁でした。

3款、2項、2目、12節、土壌調査委託料について質したところ、この委託料は、統合保育所建設予定地のアルコール工場跡地の土壌調査委託料で、年度末から4月中に、建築確認申請と土壌汚染対策法の届出書を出した際に、保健所から地歴調査及び土壌調査を求められた場合に必要となる予算である。調査を求められた場合、地歴調査に1.5か月、土壌調査に約二、三か月かかり、統合保育所の工期が8か月と予定しているので、年内の竣工は厳しいと予想しているとの答弁でした。

保護者への周知については、8月頃になったら、竣工が年度内に間に合うか明確になると思いますので、意見交換等で今後の方針を説明し、よりよい方向性を出していきたいとの答弁でした。

4款、2項、1目、12節、ごみの個別収集事業は、どのように周知し、進めているのか質したところ、今の段階は、広報等で周知するのではなく、まずは、第三者が見て、どうしてもごみ出しが困難な方、かつ、地元住民の協力を得られない方、なおかつ、要介護認定を受けている方など、真にサービスが必要な方を民生児童委員及びケアマネジャーを通じて把握してから始めており、現在は20世帯、24名の方がサービスを受けている。サービスの度合いを拡充する場合は、委託業者の負担など、慎重に検討した上で住民に周知徹底していくとの答弁でした。

5款、1項、3目、ジビエ施設及び減容化施設について質したところ、本年度減容化施設を整備し、次年度にジビエ施設であるペットフード加工場を整備する予定で、ペットフード加工場ができた場合の有害鳥獣の処理の流れについては、はじめにペットフード加工場で受付、加工し、その残渣を減容化施設で処理する。将来的には、3

時間圏域の有害鳥獣を受け入れ、採算が取れるよう確保し、資源の有効活用及び猟友会の負担の軽減を図る。また、ペットフード加工場の稼働後の販路と雇用は、販売力を持っている指定管理者が販売し、加工等の雇用が生まれる予定であるとの答弁でした。

9款、2項及び3項、各小学校及び中学校の今後の大規模な修繕投資と統廃合の考え方について質したところ、小学校については、今の現状で地域に帰ってきて、地域を愛する人を育て、集団教育、集団活動など不足する部分については、交流学习を最大限に活用する。中学校については、今のところ、2つの中学校で活動していただく。適正規模、適正配置の部分については、それぞれの地域の方々の御意見を十分に聞かないとできない問題でありますので、これを提言しないとの答弁でした。

9款、4項、2目、7節、公民館報償費のうち、全地区対象者を案内する1月3日の町主催成人式とは別に、公民館主催で実施している日吉地区成人式に係る記念品について質したところ、日吉地区では、その地域に根差した特色ある行事として合併前から8月のお盆時期に実施している日吉地区成人式があり、公民館から記念品を贈呈している。現在、他の公民館から記念品について要望はありませんが、今後、要望があれば公民館主体で予算要求を検討したいと考えているとの答弁でした。

9款、4項、4目、14節、等妙寺旧境内保存整備施設の今後の維持管理について質したところ、明星ヶ丘施設管理費と同程度と考えており、国費はなく、町単独予算で維持管理していき、多くの方が鬼北町に来ていただき、その分、地域の方々に還元したいとの答弁でした。

その他必要に応じ質疑・討論を行い、採決の結果、議案第22号、令和4年度鬼北町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算常任委員会の報告を終わります。

予算常任委員会委員長、山本博士。

○議長（芝 照雄君）

報告が終わりました。

これから委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

日程第3、議案第22号、令和4年度鬼北町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(芝 照雄君)

起立全員です。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第23号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計予算についてから、日程第12、議案第31号、令和4年度鬼北町病院事業会計予算についてまで、以上9件を一括議題とします。

これから審査結果について、山本博士予算常任委員会委員長から報告を求めます。

○予算常任委員会委員長(山本博士君)

令和4年3月9日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました議案第23号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計予算から議案第31号、令和4年度鬼北町病院事業会計予算まで、以上9件について、3月10日、11日に委員会を招集し、委員出席の下、町長、副町長、教育長、会計管理者、総務財政課長及び担当課長等の出席を求めて、会計ごとに慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

鬼北町介護保険特別会計予算では、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定業務委託料について質したところ、本来であれば、次期改定は5年度になるが、前年度の計画を策定した際に、入札業者の辞退や時間が足りないという御指摘がありましたので、令和4年度に一部の業務を前倒しして実施し、4年度、5年度と2年度で策定するよう考え、4年度に一部の経費を計上しているとの答弁でした。

鬼北町水道事業会計予算では、年数が経過している大藤浄水場の状況について質したところ、豪雨災害以降、ダムに土砂が入り込んで、ダムの底の導水口から浄水場へ水を補給できなくなっており、そのため、下流側に設置したポンプで浄水場へ水を補

給している状況で、新しい水源調査をしているとの答弁でした。

その他必要に応じ質疑・討論を行い、採決の結果、議案第23号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計予算から、議案第31号、令和4年度鬼北町病院事業会計予算まで、以上9件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算常任委員会の報告を終わります。

予算常任委員会委員長、山本博士。

○議長（芝 照雄君）

報告が終わりました。

これから委員長報告に対し、質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

日程第4、議案第23号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(芝 照雄君)

起立全員です。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第26号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(芝 照雄君)

起立全員です。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第27号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(芝 照雄君)

起立全員です。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第28号、令和4年度鬼北町介護保険特別会計予算についてを採決

します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第29号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第30号、令和4年度鬼北町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第31号、令和4年度鬼北町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、同意第3号、鬼北町監査委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、同意第3号、鬼北町監査委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第195条の規定により、鬼北町の監査委員の定数は2名となっております。その2名につきましては、同法第196条第1項の定めるところにより、議会の同意を得て、1人は識見を有する者から、残り1人は、議会議員の中から選任することとなっております。

令和4年3月31日をもって、識見を有する監査委員として選任しておりました上甲康夫監査委員の任期が満了となるので、その後任の委員を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

選任する委員は、住所、鬼北町大字永野市323番地1。氏名、田中清志。生年月日、昭和30年9月4日生まれであります。

田中氏は、株式会社四電工に34年間にわたり御勤務され、監査室長を経験されるなど、長らく監査業務に携わっておられました。

退職後は、障がい者福祉業務に従事される傍ら、趣味のギターの弾き語りを生かし音楽ボランティアとして福祉施設も訪問されております。

人格は高潔であり、経歴と人柄から、住民目線での行政監査に御尽力いただけるものと確信しております。

以上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑・討論なしと認めます。

これから日程第13、同意第3号、鬼北町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

田中清志君に同意することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(芝 照雄君)

起立全員です。

したがって、田中清志君に同意することに決定いたしました。

それでは、田中清志君の入場を許可します。

ここで、田中清志君から挨拶を受けます。

○監査委員(田中清志君)

皆さん、こんにちは。田中清志と申します。

この度、監査委員に選任いただきました。よろしくお願いいたします。

会話もサービスも受け手があって初めて成り立つ、受け手が主役であるという言葉があります。私は、人に関心をもって、そして誠実をもって聞く人になりたいと思っております。生まれ育った鬼北町に少しでもお役に立てばと思っている次第です。よろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

次に、上甲康夫監査委員から挨拶を受けます。

○監査委員(上甲康夫君)

失礼いたします。

このような貴重な時間を頂戴いたしましたので、3月31日の退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3期12年務めさせていただきました。その間、自分自身が公正公平な態度を保っているか、常にチェックをする中、議員選出の監査委員の方と精いっぱい取り組んでまいりました。ただ、自分が代表監査委員として鬼北町のためにその職責を果たすことができたか、今反省をしているところであります。

最後になりましたが、この混沌とした御時世、御出席の皆様のお健やかな日々と今後のますますの御活躍を御祈念申し上げます。退任に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

日程第14、議案第32号、鬼北町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第14、議案第32号、鬼北町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

町立病院と診療所の連携を強化し、地域医療体制の充実、発展を図ることを目的として、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、改正する内容について、お配りしております新旧対照表傍線箇所をご覧ください。

鬼北町課設置条例の第2条では、各課の分掌事務について定めております。

（4）町民生活課分掌事務中、課、診療所の運営管理に関するものを削除し、2号の号を繰上げ、（5）保健介護課分掌事務中を、町立病院に関するものを、町立病院及び診療所に関するものに改めるものです。

議案書にお戻りください。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

特別会計の取扱いについてお聞きをしたいと思います。

現行のままで進められるのか、それとも特会も異動するのかお聞きしたいと思います。国保の関係も、併せてお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

診療所特別会計、国民健康保険診療所特別会計予算につきましては、所管事務が保健介護課となります。その他については、現行のとおりです。

○議長（芝 照雄君）

松浦議員、よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

ちょっと確認なのですが、もう一度お願いします。国保の場合は、国保の保健介護課に変わるということですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

鬼北町国民健康保険特別会計予算につきましては、そのまま町民生活課、鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につきましては、保健介護課のほうを担当することになります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

松浦議員、よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

はい、了解いたしました。

それと、先ほど町長が言われましたように、連携を図るということでございますが、大変医師不足、大変な問題になっております。そこら辺の考え方を少しお聞きしたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の条例改正、今ほど御意見がありましたように、医師不足というものの解消というものもあるわけでありまして、診療所あるいは病院のほうで先生方がそれぞれの御都合で鬼北町を離れるとき、または国・県の指導の下、異動があるとき、そのときに、どうしても2人の課長と一緒にというか、行動するというよりは、意思の疎通といいますか、少しでも連携を図るということでやってきたんですけども、やはり1人の課長で私とともに国あるいは県、そこら辺りに出向いてお願いするというのもありまして、また、町内におきましては、診療所または病院の、北宇和病院それぞれ

れの役割というものについて微妙にそれぞれ20年前、10年前と変わっている気がいたします。そこら辺り、先生方の御理解をいただきながら、今の現状に合った医療体制というものを構築するためにも、診療所と病院の課というものを1つにして、より深く、また広くサポートしていきたいということでの今回の条例改正であります。御理解をいただきたいと思っております。

○10番（松浦 司君）

了解いたしました。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、鬼北町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり、派遣することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後、変更を要するときは、この取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては、議長に一任することに決定いたしました。

日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続審査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出

のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおりに、許可することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和4年第1回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました、30案件につきましては、それぞれ原案のとおり可決いただき、誠にありがとうございました。

さて、現在の監査委員、上甲様におかれましては、平成22年4月より、12年間長きにわたり、監査委員をお務めいただきました。この間、毎年50日近く、役場に足を運んでいただきました。

監査の際には、丁寧な口調でありながらも、的確な御指導、御指摘をいただきました。

また、地方公共団体に監査基準策定が義務化された際には、率先して基準の策定に傾注いただきました。

さらに、監査報告、書類等を作成される際には、自らしっかりと熟考の上、作成し提出していただきまして、実直あるいは高潔というお人柄が伺えますし、尊敬の念を感じるところでございます。

町外では、平成22年7月から、愛媛県町村監査委員協議会会長に御就任、そして平成23年1月から2年間、全国町村監査委員協議会副会長に就任されるなど、愛媛県、そして町村監査行政の中心で御活躍されたところでございます。

上甲様のこれまでの御尽力に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、退任なさいましても、我々行政に携わる者をしっかりと見守っていただき、時には、叱咤激励していただければ幸いです。

これから先は、その場を和ませるお得意の駄じゃれを聞く機会は減ってしまいますが、どうぞ御自愛いただき、ますます御健勝でいらっしゃいますことを心から願っております。本当にありがとうございました。

間もなく、令和4年度がスタートいたします。

今回の定例会において、議決をいただきました予算に基づきまして、今後一つひとつの事業を具現化していくこととなりますが、議員の皆様の貴重な御意見を踏まえまして、住民の皆様の負託に応えるべく、最善を尽くす所存でありますので、今後とも引き続き御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これもちまして、令和4年第1回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

（午前 9時46分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 1 番）

鬼北町議会議員（ 2 番）